

千葉県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成28年3月22日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	村	尾	伊	佐夫
同	森		茂	樹

27千総総第900号

平成28年3月17日

千葉市監査委員 清水 謙司 様
同 宮原 清貴 様
同 村尾 伊佐夫 様
同 森 茂樹 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度監査報告第10号、平成27年度監査報告第7号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 督促状の送達を適正に行うべきもの（経済農政局）</p> <p>予算会計規則第 37 条第 1 項によると、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、千葉競輪場の売店貸付料等については、債務者から納期限までに納付されなかったにもかかわらず、督促を行っていなかった。</p> <p>督促状の送達については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>督促状の送達については、予算会計規則に基づき適正に行うよう所属長から職員に対して周知徹底を図った。</p> <p>なお、調定した歳入のうち納期限を過ぎても納入されなかったものについては、平成 28 年 2 月までに督促状により督促を行った。</p>
<p>(2) 支出事務</p> <p>ア 債務負担行為の設定を適正に行うべきもの（経済農政局）</p> <p>地方自治法第 214 条によると、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならないとされている。</p> <p>また、一般的に特定の相手方と、補助金の支出や利子補給を、契約締結年度を超える一定期間継続して行うことを内容とする契約を締結して行うのであれば、債務負担行為の設定を必要とするとしている。</p> <p>しかしながら、企業立地促進融資制度利子補給及び中小企業資金融資利子補給については、毎年度の歳出予算の計上は適正に行われているものの、取扱金融機関の融資実行に当たり、複数年度にわたる利子の補給を前提として融資制度の利用を承認しているにもか</p>	<p>企業立地促進融資制度利子補給及び中小企業資金融資利子補給に係る債務負担行為の設定については、平成 28 年度当初予算において、年度を超える利子補給金の交付に関し、債務負担行為を設定した。</p>

かわらず、年度を超える利子補給金の
交付に関し債務負担行為を設定してい
なかった。

債務負担行為の設定については、本
市が将来負担する債務の全体像の把握
に資することから、適正に行われたい。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 斎場における使用料の減免を適正に行うべきもの（保健福祉局）</p> <p>決裁規程別表第 1 によると、減免基準の明確でない歳入の減免については、部長が専決することができることされており、また、減免基準の明確な歳入の減免については、課長が専決することができることとされている。</p> <p>しかしながら、斎場における使用料の減免については、減免に係る要綱等の基準が整備されていないにもかかわらず、課長が専決していた。</p> <p>使用料の減免については、事務執行の統一性、公平性、明確性等を確保するため、要綱等を整備するなど適正に行われたい。</p>	<p>使用料の減免については、平成 27 年 12 月 25 日に保健福祉局長から保健福祉局各所属長に対し文書で通知し、原則、要綱等の減免基準を定めることなど所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、斎場における使用料の減免については、平成 27 年 12 月 1 日に要綱を整備し、以後、当該要綱に基づき、減免を適正に行っている。</p>
<p>オ 督促状の送達を適正に行うべきもの（稲毛区役所、若葉区役所）</p> <p>予算会計規則第 37 条第 1 項によると、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、生活保護法第 63 条に基づく返還金及び同法第 78 条に基づく徴収金の一部の歳入については、債務者から納期限までに納付されていなかったにもかかわらず、督促を行ってなかった。</p> <p>督促状の送達については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>督促状の送達については、予算会計規則に基づき適正に行うよう所属長から職員に対して周知徹底を図った。</p> <p>なお、調定した歳入のうち納期限を過ぎても納入されなかったものについては、平成 28 年 1 月までに督促状により督促を行った。</p>

<p>カ 過誤払いに係る返納金の調定を適正に行うべきもの（若葉区役所）</p> <p>予算会計規則第26条第3項第1号によると、過誤払いとなった金額等を返納させる場合に、当該年度の出納閉鎖期日までに納入されない当該返納金については、翌年度の歳入として出納閉鎖期日の翌日に調定しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、心身障害者福祉手当返納金については、翌年度の歳入として4月1日に調定を行っていた。</p> <p>過誤払いに係る返納金の調定については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>過誤払いに係る返納金の調定については、平成27年11月に区長が高齢障害支援課長を予算会計規則に基づき適正に行うよう指導した。これを受け、同課長は同年12月から、毎月、所属職員に返納金の収納及び督促の状況を報告させ、出納閉鎖期日の5月の報告の際に、納入されない返納金については、出納閉鎖期日の翌日に翌年度の歳入として調定を行うよう課内で確認することとした。</p>
<p>(2) 支出事務</p> <p>ア 広告事業に係る歳入歳出の経理処理を適正に行うべきもの（若葉区役所）</p> <p>地方自治法第210条によると、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、母子健康手帳別冊作成業務委託及び若葉区若年世代定住化促進リーフレット製作業務委託については、契約において、広告料を受託者の収入とし、作成費から広告料収入相当額を相殺した額を委託料としているが、相殺額に係る歳入歳出の経理処理が行われていなかった。</p> <p>広告事業に係る歳入歳出については、総計予算主義の原則により、収入及び支出の実態を把握し、市の事業に係る予算の全貌を明らかにすることが求められることから、適正な経理処理を行われたい。</p>	<p>広告事業に係る歳入歳出の経理処理については、総計予算主義の原則により収入及び支出の実態を把握し、適正に行うよう所属長から職員に対して周知徹底を図った。</p>

<p>ウ 単価契約に係る支出を適正に行うべきもの（保健福祉局）</p> <p>動物保護指導センターで使用する医薬材料の購入及び保健所総務課が委託している原爆被爆者定期健康診断に伴う血液検査については、項目ごとに単価を設定し、実績に応じて算出した額を支出する単価契約の方式により支出を行っている。</p> <p>しかしながら、当該支出については、契約書において単価を定めているにもかかわらず、契約の相手方から、契約書で定めた単価とは異なる単価で請求がなされ、これに基づき支出を行った結果、支出額が過大又は過少となっている事例が見受けられた。</p> <p>単価契約に係る支出については、契約書と請求書との照合確認を徹底するなど、適正に行われたい。</p>	<p>単価契約に係る支出については、平成27年12月25日に保健福祉局長から保健福祉局各所属長に対し文書で通知し、単価契約については、請求がなされる度に、契約書により契約単価の照合を行い、請求額の確認を行うことなど所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該契約の所管課においては、支出負担行為伺書の添付書類を見直すなどの対応を図るとともに、請求書と契約書との照合確認の実施を徹底することとした。</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>ア 長期継続契約を適正に行うべきもの（保健福祉局）</p> <p>地方自治法第234条の3によると、普通地方公共団体は、長期継続契約として、予算で債務負担行為を設定することなく、翌年度以降にわたり不動産を借りる契約等を締結することができることとされており、この場合においては、各年度における経費の予算の範囲内でその給付を受けなければならないとされている。</p> <p>また、一般的に建物を賃借し、毎年定期的に定額の賃借料を支払う場合において、契約に基づく賃借料全額を支払うことを条件に、建物の所有権が無償で譲渡されるという内容の建物賃貸借契約を締結するときは、建物の無償譲渡を受けるため、賃借料を支払うことが義務付けられることから、長期継続契約として取り扱うべきではないとされている。</p> <p>しかしながら、一部の建物賃貸借契</p>	<p>長期継続契約については、平成27年12月25日に保健福祉局長から保健福祉局各所属長に文書で通知を行い、建物を賃借し、毎年定期的に定額の賃借料を支払う場合において、契約に基づく賃借料全額を支払うことを条件に建物の所有権が無償で譲渡される内容の建物賃貸借契約を締結するときは、長期継続契約として取り扱わないよう所属職員へ周知徹底を図った。</p>

<p>約については、契約により、賃貸借期間終了後、建物を市へ無償譲渡することを条件としているにもかかわらず、長期継続契約として契約を締結していた。</p> <p>長期継続契約は、各年度における予算の範囲内でその給付を受けることを条件に、債務負担行為を設定することなく、翌年度以降にわたり契約を締結することができる予算単年度主義の例外であることから、適正に行われたい。</p>	
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>ア 郵券の管理を適正に行うべきもの (保健福祉局)</p> <p>「郵券の適正管理について」(平成24年3月29日付け会計管理者通知)によると、郵券の管理については、定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いを適正に行うこととされており、また、物品取扱員等は、月末に保管する郵便切手と出納簿上の残数が一致していることを確認した上で、所属の物品管理者の確認を受けることとされている。</p> <p>しかしながら、地域福祉課及び生活衛生課においては、郵券の管理に当たり、定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いが適正に行われておらず、通知に基づく物品取扱員等による在庫確認も行われていないものが見受けられた。</p> <p>郵券の管理については、適正に行われたい。</p>	<p>郵券の管理については、平成27年12月25日に保健福祉局長から保健福祉局各所属長に文書で通知を行い、郵券の管理に当たっては、定められた消耗品出納簿、物品交付請求書により取り扱うことなど所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該郵券の所管課においては、平成27年12月から、消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いを適正に行うとともに、物品取扱員及び物品管理者による在庫確認を行っている。</p>